**平成２３年（フ）第２４８号**
福井県鯖江市下氏家町第14号46番地
破産者　南海部品鯖江店こと　手鹿　雅一
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２６７号**
福井市文京２丁目９－１、住民票上の住所福井市つくも２丁目８番12号　第二司コーポ401
破産者　春貴　順一
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２８３号**
福井県越前市国中町第63号13番地の１
破産者　金子　義次
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２８９号**
福井県鯖江市杉本町第34号35番地
破産者　西川酒店こと　西川　　傳
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２９１号**
福井県鯖江市北中町第23号19番地
破産者　木村　維伸
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２９８号**
福井県坂井市春江町いちい野北202番地
破産者　山内　健一
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３０２号**
福井県勝山市元町１丁目18番６号
破産者　福田　耕一
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３０８号**
福井市松本４丁目２番15号
破産者　中村　賢司
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第６７号**
長野県安曇野市穂高有明2186番地225
破産者　加藤　　稔
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第５８６号**
静岡市駿河区丸子新田412番地　ベルフォーレⅡ202、前住所静岡市駿河区丸子５丁目７番５号
破産者　伊藤　勝男
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１７９４号**
名古屋市名東区香流２丁目905番地　クレール東浦201号
破産者　蛯谷　将人
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１８２７号**
名古屋市守山区大森２丁目2010番地　グランドール大森Ａ号
破産者　Ｔ・Ｍ・Ｉ天白金属工業こと　天白　敦士
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第４６４号**
大阪府岸和田市小松里町185番地の１　パステルコートＢ102号、前住所大阪府泉大津市松之浜町１丁目15番４号
破産者　坂口　茂樹
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第７２２号**
大阪府和泉市青葉台３丁目26番16号
破産者　柿谷　明雄
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第７４３号**
大阪府泉佐野市南中安松1187番地の３
破産者　とんまること　安部　良一
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第６３号**
神戸市灘区都通３丁目２番14号
破産者　鶴野　和美
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４４５号**
神戸市垂水区南多聞台７丁目44番403号
破産者　山幸電機こと山田幸祚こと　咸　　幸祚
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第９１４号**
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘１番地の128
市営朝日ケ丘中団地高層１号棟601号
破産者　河本由紀子
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５４６号**
兵庫県赤穂市黒崎町205番地　ぐりーんひまわりＢ―205
破産者　藪下　　薫
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部